

鈴鹿中央総合病院

院外処方箋における疑義照会簡素化の規定書

1. 各種問い合わせ窓口、受付時間

- ① 処方内容等に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

⇒ 【各科外来診療受付】

受付時間 平日：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

- 対応可能であれば応需させていただきますが、医師及び担当者不在時は、後日の対応にさせていただきます
- 時間外で緊急を要する場合は、薬剤部に連絡して下さい。

- ② 当院の調剤内規に関すること ⇒ 【薬剤部】

受付時間 平日：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

- 時間外は緊急を要する場合のみ、薬剤部に連絡して下さい。

- ③ 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など） ⇒ 【医事課】

受付時間 平日：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容を「後発医薬品変更・処方内容変更の連絡票」に記載し、FAX（059-384-1011）にて薬剤部に送信して下さい。

受領した FAX は、薬剤部から各科外来診療受付に届けます。

3. 院外処方箋において銘柄名処方にかかる原則

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

4. 疑義照会の不要例（但し、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 剤形の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例 ビオフェルミンR散 →ビオフェルミンR錠
アレロック錠 5mg →アレロック OD錠 5mg
タケプロン OD錠 30 →タケプロンカプセル 30
(粉砕)ナウゼリン錠 10mg 2錠 →ナウゼリンドライシロップ 1% 2g

- 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更して下さい。
- 用法用量が変わらない場合のみ可
- 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行って下さい。
- 軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可。

② 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性の向上の為の変更に限る）

例 5mg錠 1回2錠 →10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回0.5錠 →5mg錠 1回1錠

- 必ず患者に説明（服用方法、安定性、価格等）後、同意を得て変更して下さい。

③ アドヒアランス等の理由により半割、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗腫瘍剤を除く。

逆の場合の例：(粉砕) ワーファリン錠 1mg 2.5錠 →ワーファリン錠 1mg 2錠
ワーファリン錠 0.5mg 1錠

- 安定性のデータには留意して下さい。
- 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更して下さい。

④ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること（抗腫瘍剤、及びコメントに「1包化不可」とある場合は除く）。

- 上記以外の理由は、合意範囲外とする。
- 必ず患者に説明（服用方法、患者負担額等）後、同意を得て調剤して下さい。
- 安定性のデータに留意して下さい。

⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例 アドフィードパップ 40mg（7枚入り）6袋
→アドフィードパップ 40mg（6枚入り）7袋
マイザー軟膏 0.05%（5g）2本 →マイザー軟膏 0.05%（10g）1本

⑥ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること。
投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。
また、患者の要望などを理由とした、必要以上の増量は不可とする。

例 プラビックス錠 75mg 30日分 →27日分 (3日分残薬があるため)
メンタックスクリーム 1% 3本 →2本 (1本残薬があるため)

- 必ず、トレーシングレポートを用いて当院への情報提供をお願いします。トレーシングレポートがない場合には、次回の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。
- 処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義紹介した上で調剤」の項目にチェックがある場合には、処方医に疑義紹介した上で変更して下さい。

- ⑦ 鈴鹿中央総合病院への入院により変更されていることが、薬歴等に基づき確認でき、患者が希望した時に、単剤の組み合わせ (同一成分及び含量) から元の配合剤へ変更すること。

例 (薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1錠
(今回処方) ミカルディス 40mg 1錠
アムロジピン OD錠 5mg 「トーワ」 1錠
→ ミカムロ配合錠 AP 1錠に変更可能

- 配合剤が発売されている薬剤が全て対象ではありません。

- ⑧ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更 (成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする。)

例 セルタッチパップ 70 →セルタッチテープ 70

- ⑨ DPP-4阻害薬の週1回製剤あるいはビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

例 (他の処方薬が14日分処方の時)
ザファテック錠 100mg (週1回製剤) 1錠 分1 朝食後 14日分 →2日分
ボナロン錠 35mg (週1回製剤) 1錠 分1 起床時 14日分 →2日分

- ⑩ 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭で指示されている場合 (処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) に用法を追記すること (薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

例 (口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合)
モーラステープ L40mg 3袋 1日1回 →1日1回 腰

- ⑪ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方せんに記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合 (薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合を含む) の用法の追加

例 ラシックス錠 20mg 1錠 1日1回 → 1日1回 体重が50kgを超えたとき

- ⑫ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例 （他の処方薬が30日分処方の時）

バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

- ⑬ 成分が同一の銘柄変更

例 ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg

アレンドロン酸錠 35mg「トーワ」 → ボナロン錠 35mg

※ 先発品から先発品への変更は可能。

※ 後発品から先発品への変更は可能。

※ 後発品から後発品への変更は可能。

➤ 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更して下さい。

5. その他

- 「おくすり手帳」、「後発医薬品変更・処方内容変更の連絡」、「トレーシングレポート」等による情報共有の推進をお願いいたします。
- 薬剤部情報は、鈴鹿中央総合病院ホームページ「各部門紹介」薬剤部内の『保険調剤薬局向け情報』も随時更新し、情報公開していきますので適宜ご活用下さい。http://www.miekosei.or.jp/2_sch/kanjya/b-yaku.html
- 調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、当院薬剤部医薬品情報室担当者（平日 13時～14時 電話 059-382-1311 内線 1084）までお願いします。

2017年8月1日作成（第1版）

2022年6月1日改訂（第2版）